

自動販売機設置に係る公有財産の貸付にかかる仕様書

1 貸付物件に関する事項

(1) 貸付物件

南和広域医療企業団五條病院	1階エントランスホール	1台
南和広域医療企業団五條病院	3階ディルूम	1台
南和広域医療企業団五條病院	4階ディルूम	1台

※詳細については別紙1のとおりです。

ア 貸付物件3台で1つの見積もりとします。

イ 自動販売機の設置場所は、設置場所位置図のとおりです。

ウ 年額最低貸付料を予定価格とします。予定価格は公表いたしません。

エ 最低貸付料は、光熱水費等を含みません。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※この期間には、設置及び撤去にかかる期間を含みます。

(3) 貸付条件等

ア 貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。

イ 自動販売機の撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。

光熱水費は、自動販売機の年間消費電力量等を用い算定し、請求しますので南和広域医療企業団（以下、「企業団」という。）が指定する期限までに納入してください。

ウ 販売品目等については、飲料とします。ただし、酒類は除きます。詳細等については、別紙2のとおりです。

エ 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

1) 貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

オ 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

3) 自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策を施し、据え付け面を十分に確認したうえで、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、企業団の指示に従うこと。

5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

また、企業団は、それらの手続等に関する報告をさせることができる。

6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面

に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

7) 自動販売機を設置する際は、事前に企業団と打ち合わせを行うこと。

カ 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を企業団に請求することができません。

キ 設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己都合により契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の3ヶ月前までに企業団に書面により通知すること。

この場合、既納の貸付料は返還しません。

なお、設置事業者が、自己都合により契約解除の通知を行い、契約解除の日が翌年度になった場合は、当該年度の納付金額を納付していただくことになります。

ク キにより契約を解除した場合、設置事業者は、自動販売機設置に係る次回の見積りな
等への参加ができません。また、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として
企業団に納付しなければなりません。

2 南和広域医療企業団五條病院の参考データ

ア 概要

1) 所在地

奈良県五條市野原西5丁目2番59号

2) 診療科

内科、整形外科、皮膚科

3) 病床数

90床(85床稼働中)

4) 1ヶ月延べ外来患者数

1,251人(令和6年12月実績)

イ 勤務者数等(委託業者等含む)

100人程度

3 契約書について

別添公有財産賃貸借契約書(案)のとおりとします。

(別紙1)

設置場所	貸付面積	設置台数	備考
1階 エントランスホール	1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内	1台	
3階デイルーム	1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内	1台	
4階デイルーム	1.28㎡ 自動販売機部分 幅1.20m以内×奥行0.90m以内 回収ボックス部分 幅0.40m以内×奥行0.50m以内	1台	

- ※1 貸付面積中の自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。
- 貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
 - 販売品目は、飲料とします。ただし、酒類は除きます。
 - 事前に設置事業者で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。
 - 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、設置事業者が行ってください。
 - 設置する自動販売機及び回収ボックスについて、木質シートの貼り付け等による木質化等、イメージの統一化を企業団が実施する際はご協力をお願いします。
 - 貸付期間の更新は、行いません。

(別紙2)

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。
- (3) ユニバーサルデザインを取り入れた機種とすること。
- (4) 原則として、災害援助ベンダー（充電機搭載型）の機種を採用すること。
- (5) 災害発生時に、企業団が飲料の提供を必要と判断した場合には、事業者が所有する自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は飲料とし、缶・ビン・ペットボトル・紙パック等の密閉式容器または紙カップとすること。ただし酒類は除く。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 自動販売機を設置するに当たっては、転倒防止策を施し、据え付け面を十分に確認したうえで、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、企業団の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機を設置する際は、事前に企業団と打ち合わせを行うこと。

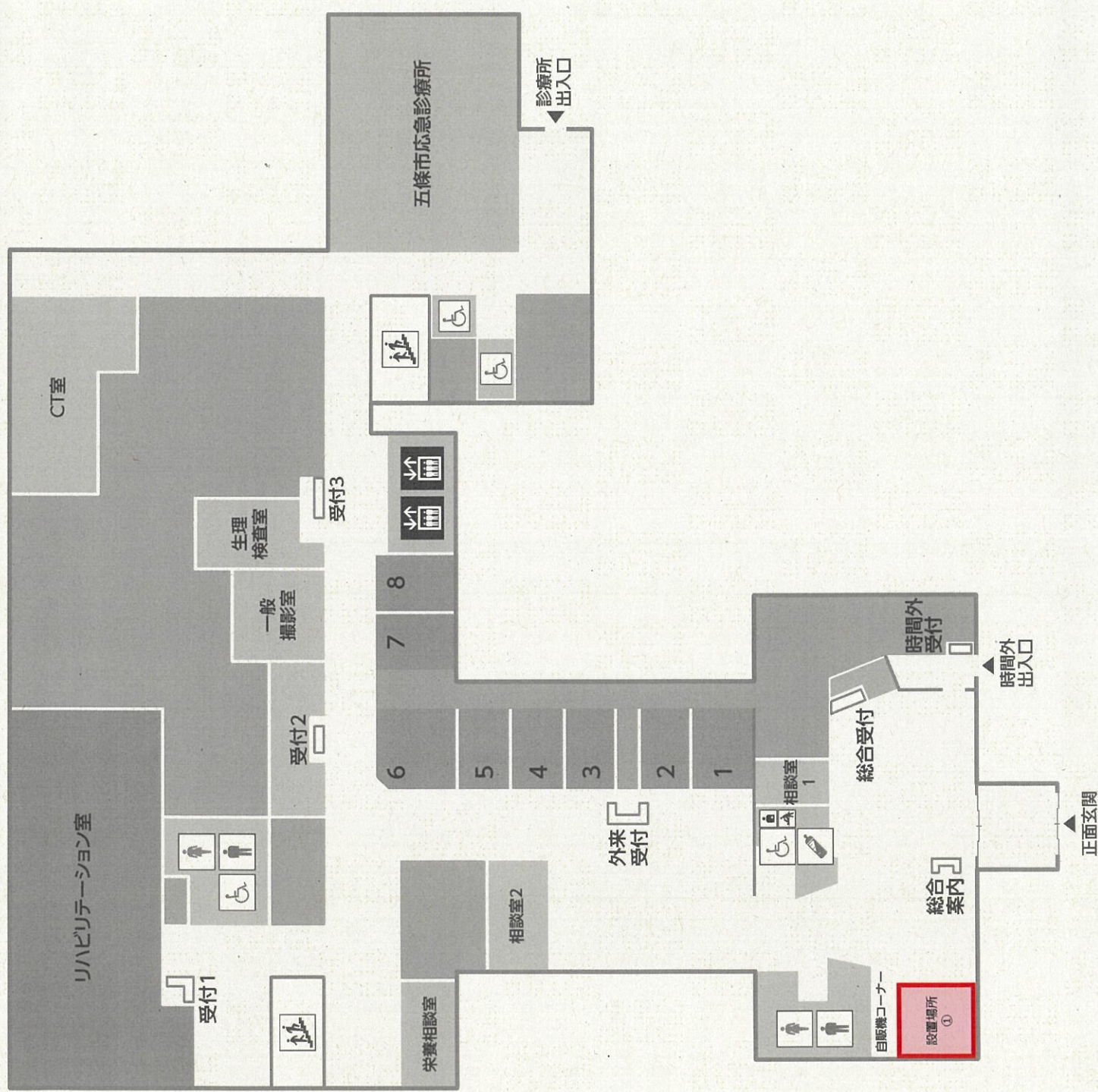
4 注意事項

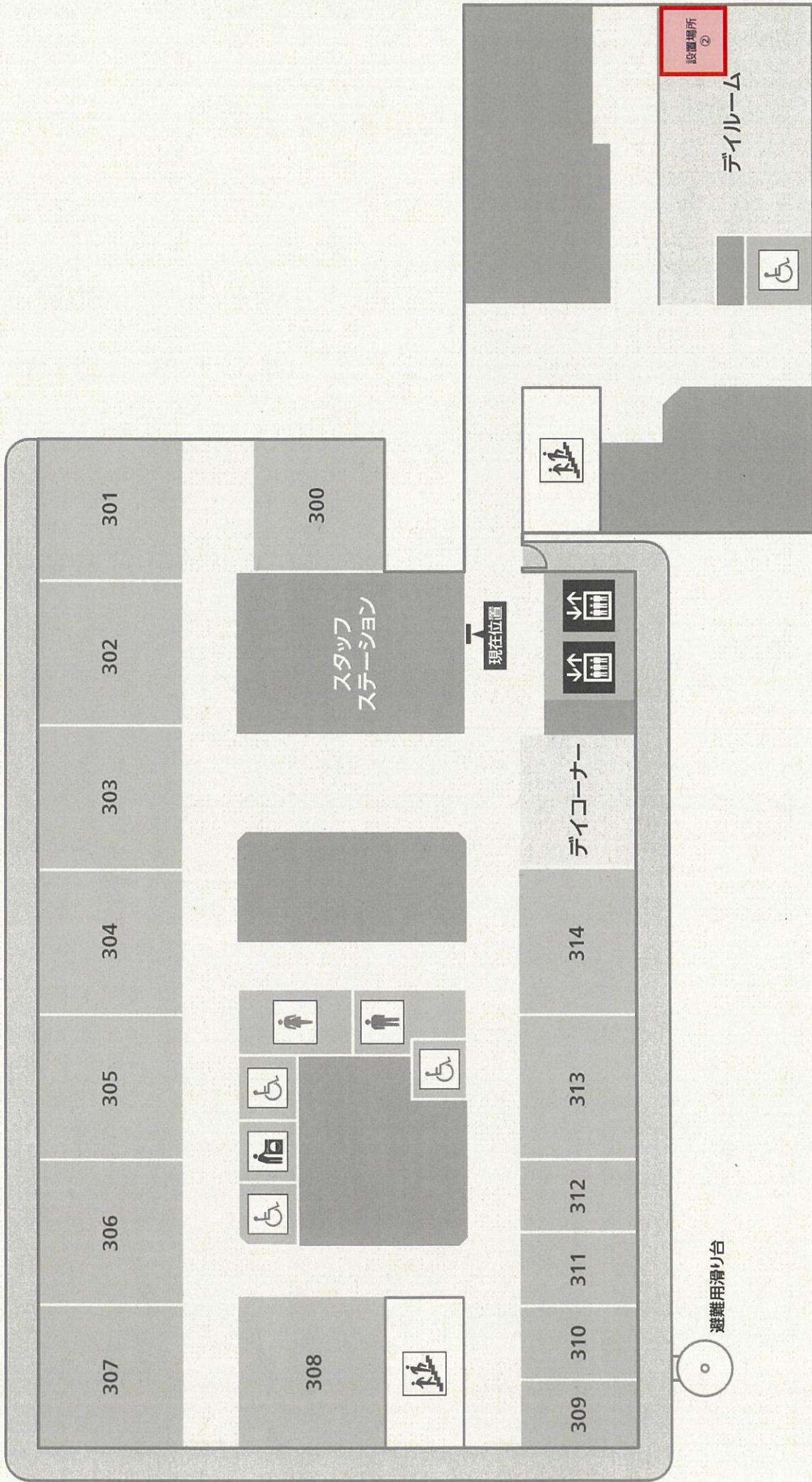
紙カップ容器の場合、給排水設備の設置が不可のため、飲料提供時に必要な水湯はタンクの設置により確保すること。また、「フタ」（飲み口付き）が自動でセットされる機能を有すること。

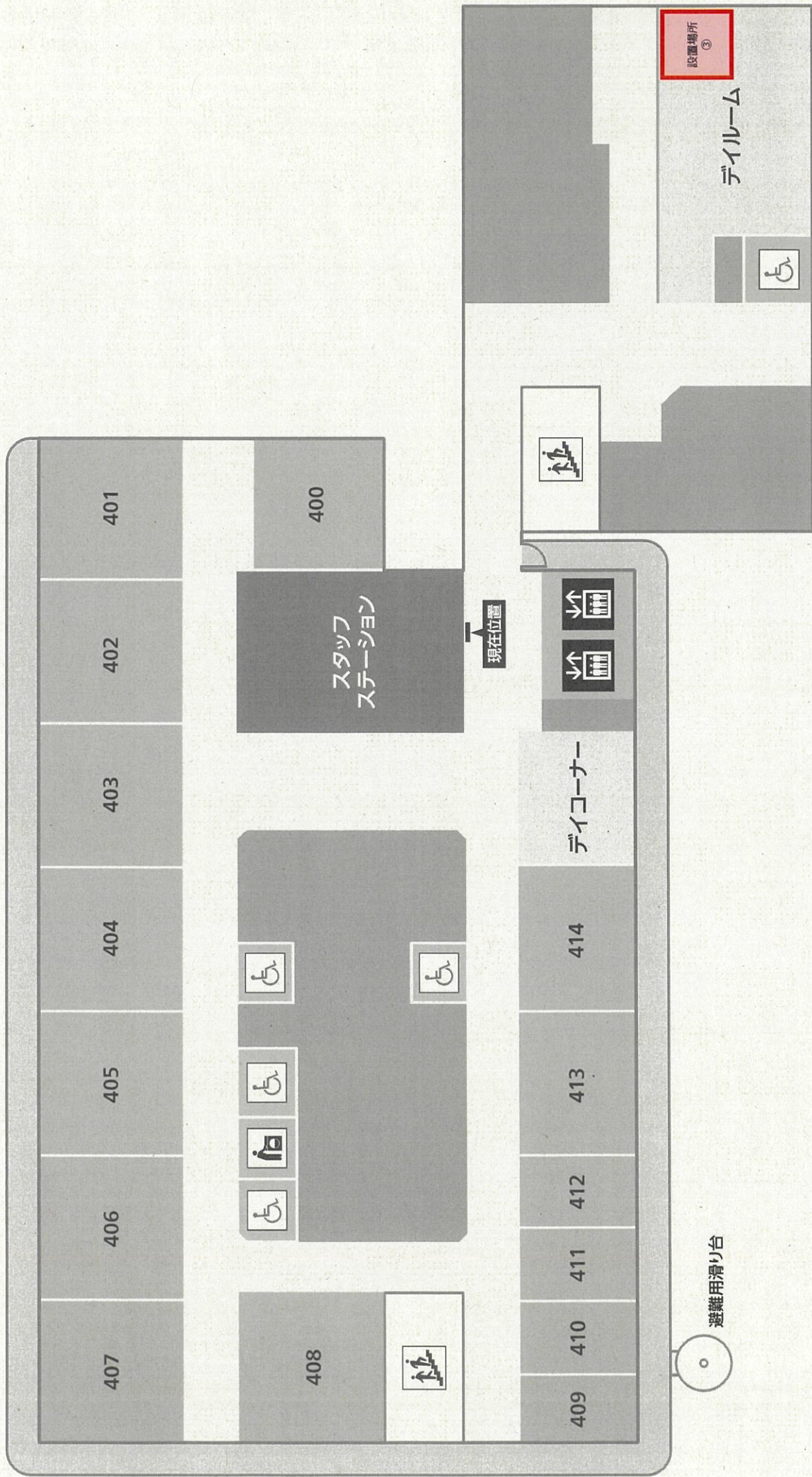
南和広域医療企業団
五條病院

自動販売機設置場所

物件名 ① ~ ③







公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人 南和広域医療企業団（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

設置先住所	設置場所	貸付面積	設置台数
五條市野原西5丁目2番59号	南和広域医療企業団五條病院 1階エントランスホール【物件名①】	1.28㎡	1台
五條市野原西5丁目2番59号	南和広域医療企業団五條病院 3階ディルーム【物件名②】	1.28㎡	1台
五條市野原西5丁目2番59号	南和広域医療企業団五條病院 4階ディルーム【物件名③】	1.28㎡	1台

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、貸付期間中「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第一年次	円	甲の指定する日
第二年次	円	令和8年4月25日
第三年次	円	令和9年4月25日

2 契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改定等によって消費税額に変動が生じたときは、乙は、貸付料に相当額を加減して支払うものとする。

(光熱水費の支払)

第8条 甲は、施設全体の光熱水費の単価に基づき、自動販売機の定格消費電力量や使用量等を用いて自動販売機に係る光熱水費を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

2 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。
(延滞金)

第9条 乙は、貸付料の支払いその他の債務をそれぞれの期限までに履行しないときは、甲に対しそれぞれの期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、当該債務の金額につき年10.75%の割合による延滞金を支払わなければならない。ただし、その金額が、1,000円未満であるときは、この限りでない。

(充当の順序)

第10条 乙が前条に規定する債務の金額及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額がその合計額に満たないときは、延滞金から充当するものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。

(かし担保)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても甲に対し、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(調査等)

第16条 甲は、貸付物件の使用状況及び販売状況について、随時、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告又は資料に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠ったり、調査を拒み、妨げてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙が、手形、小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立

てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更正等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙において、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が本契約を継続し難い事態となったと認めたとき。

(10) 貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が本契約を継続し難いと認めたとき。

2 乙は、貸付期間にかかわらず、本契約を解除することができる。この場合において、乙は、本契約を解除する3か月前までに書面で甲に通知しなければならない。

3 庁舎の移転等で、商品の売上げが減少することが見込まれる場合は、甲、乙協議の上、第4条に定める貸付期間を短縮することができるものとする。

(違約金)

第18条 乙が、第3条、第15条又は第16条の規定に違反したことにより、甲が本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、違約金として第6条に定める貸付料の1年分に相当する金額を、甲が本契約を解除した日から1か月以内に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、第23条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 乙が、前条第2項により本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、違約金として第6条に定める貸付料の100分の10に相当する金額を、甲の指定する日までに納付しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。
- 3 乙が第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、本契約による貸付料の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として甲の指定する日までに納付しなければならない。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。
- （暴力団等排除に係る解除）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

（原状回復）

第21条 乙は、第4条に規定する貸付期間の満了、又は第17条、第19条又は前条の規定による解除により本契約が終了するときは、貸付期間の満了（第17条、第19条又は前条が適用される場合にあっては甲の指定する期日）までに貸付物件を原状

に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りではない。

(貸付料の返還)

第22条 甲は、第17条第1項第2号の規定により本契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 甲は、第17条第1項の各号(第2号を除く。)、同条第2項、第19条又は第20条の規定により本契約が解除された場合には、既納の貸付料は返還しない。

(損害賠償等)

第23条 乙が、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

2 甲が、第17条第1項第2号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲に対し、その補償を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第17条、第19条又は第20条の規定により本契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴の管轄は、奈良県庁所在地を管轄区域とする奈良地方裁判所とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1
南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

乙